

31 こ保発第 12458 号
令和元年 9 月 18 日
(公印省略)

各施設長 様

大田区保育サービス推進担当課長 間 亮

私立認可保育園における保護者からの実費徴収等について(通知)

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、認可保育所における実費徴収等について、下記のとおり取扱うこととしたので、御理解と御協力をお願いいたします。

記

1 基本的な考え方

私立認可保育園における実費徴収は、子ども子育て支援法に基づき「大田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 9 月 30 日条例第 37 号）（以下、「条例」という。）に基づき認めているところです。

現在、私立認可保育園には、特定教育・保育施設として独自の工夫により質の高い幼児教育や保育を実施することが期待されており、その実現のためには、一定の範囲で実費徴収額に違いが生じることはやむをえないと考えております。

一方、保育の実施責任は区にあり、私立認可保育園であっても子ども子育て支援法の下での施設であることから、各園間で保護者負担に大きな格差が生じることは、適切ではありません。また、区が交付している民間保育所に対する法外援護補助金は、実費徴収を抑制する目的から実施されている項目があり、これについては少なくとも補助金相当額を徴収額から減額していただく必要があります。

そこで、費目を次の 3 つに分類し、取扱うものとします。

- ア 特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められないもの
- イ 区立保育園では徴収していないので民間保育所においても同様の取扱いとするよう区が要請するもの
- ウ 実費徴収を行う際に補助金相当額の減額を求めるもの

なお、保護者が自己負担により用意したものを使用することを要望し、私立認可保育園がこれを容認する場合については、本取扱いの適用から除外することといたします。

2 実費徴収の可否及び指導検査の取扱い

(1) 特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められないもの及び区が法外援護費で相当額全額を補助しているもの

現時点で判明している品目は、以下のとおり（例示ではなく制限列举です。）です。今後、追加する場合がありますが、追加する場合は、私立保育園園長会において周知し、適切な猶予期間を設けたうえで指導対象とします。

- ・0歳児から2歳児までの連絡帳
- ・昼寝用の布団、上掛け、毛布等（ただし、シーツ・布団カバー類、タオル、タオルケットを除く）
- ・給食用食器（コップ、箸、スプーン等を含む）
- ・哺乳瓶
- ・台布巾
- ・個人のもので持ち帰れない文房具、絵本等（共用の糊など）
- ・紙オムツの廃棄費用
- ・給食費
- ・延長保育の補食費

(2) 区立保育園では徴収していないので私立認可保育園においても同様の取扱いとするよう区が願うもの

区立保育園において保護者に負担を求めているもののうち以下のものについては、私立認可保育園においても可能な限り実費徴収としない取扱いをお願いいたします。この取扱いについては、あくまでも私立認可保育園に協力を求める趣旨であるので、従わない場合でも指導検査の指摘の対象とはなりません。

現時点で判明しているものについては、以下のとおり（例示ではなく制限列举です。）ですが、今後、追加する場合があります。

- ・制服、スモック、園指定の体操服、運動靴
- ・防災頭巾、防災ヘルメット

(3) 実費徴収を行う際に補助金相当額の減額を求めるもの

法外援護補助金のうち、補助単価が明確なものについて実費徴収を行う場合には、補助単価相当額について減額してください。また、これに該当するものは、指導検査の際に事業費等が把握できる帳簿、購入物品等の領収書等と減じた額の根拠となる計算書等の提出を求めて確認をさせていただく場合があります。これらの帳票が整備されていない場合には、補助金の適正活用の視点から、指導を実施することとなります。

現時点で判明しているものについては、以下のとおり（例示ではなく制限列举です。）ですが、今後、追加する場合があります。

- ・園外保育費（園外保育実施のためのバス借上等に要する経費）
- ・卒園アルバム費

3 保護者への周知

実費徴収については、園により金額が異なることとなりますので、入園申込み前に保護者への周知を図っておくことが重要です。そこで、以下の対応をお願いいたします。

- (1) 10月から各私立認可保育園のホームページにおいて、翌年度の年間徴収想定額とその内訳（未定の場合は、前年度の実績額）の公表をお願いします。

なお、利用の量や回数に応じて変動する費用については、単価と年間負担額の目安（平均額）等を示して、保護者が年間の実費徴収額を想定できるよう配慮願います。

＊区は、「入園申込みのしおり」に以下の事項を記載いたします。

- ア 制度上、一定の範囲内で各園の判断で実費徴収が認められていること
- イ 保育所ごとの徴収額については、各園のホームページで公表していること

- (2) 実費徴収を行った場合には、必ず領収証を保護者に交付してください。また、あらかじめ、徴収額、使途、保護者に支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに保護者に対して説明を行い、同意を得てください。同意は必ずしも書面である必要はありませんが、トラブルにならないよう配慮をお願いします。（これらは、区条例に規定されている事項です。）

4 本通知の適用開始時期

令和2年4月1日

5 その他

- (1) 本通知は、児童の保育に関する費用について適用するもので、行事等における保護者分の費用については、対象外ですが、保護者分の費用を無償とした場合、児童の保育に充てるべき費用が減少するため、保護者分の費用（特に飲食代）については、必ず実費を徴収してください。

- (2) 施設で用意する物品等については、施設が管理することが原則ですが、保護者に過度の負担とならず、かつ使用者としての常識的な分担の範囲内であれば、保護者の方に管理の一部をお願いすることは、差し支えありません。その場合には、管理方法について丁寧に説明し、同意を得たうえで行ってください。

【例】被服等の洗濯、週1回程度の布団、上掛けの日干し等を保護者に行っていただくこと等

- (3) 保護者が構成員となる任意団体（父母会等）が活動のために会費を徴収することは、本通知の適用外の事項であり、差し支えありませんが、丁寧な説明と同意を得たうえで行ってください。

担当 保育サービス課保育サービス基盤担当 森田、富永
電話 03-5744-1277

【参考】

○大田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年9月30日条例第37号)

第13条 (第1項から第3項まで省略)

- 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
 - (1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用
 - (2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用
 - (3) 食事の提供に要する費用(法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)
 - (4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。
- 6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。